

社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）			
		22	23	24	
<p>○公共施設等運営事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ</p>	<p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2024年度末までに334団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した人口20万人未満の地方公共団体数：2021年度～2023年度に200団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する人口20万人未満の地方公共団体数：2021年度～2023年度に550団体</p>	<p>9. PPP/PFI推進アクションプランの推進</p> <p>（空港）</p> <p>a. PPP/PFI推進アクションプランに掲げられた措置等により、空港の公共施設等運営事業の導入を促進する。《国土交通省》</p> <p>（交付金・補助金事業）</p> <p>a. 一定の交付金事業の実施又は補助金採択の際のPPP/PFIの導入検討を進めるとともに、要件化した事業分野（公営住宅、下水道、都市公園、一般廃棄物処理施設、浄化槽、集落排水、卸売市場、水道施設等、公立義務教育諸学校等、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設等、警察施設）について、着実に運用する。《関係省庁》</p>	→		
	<p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2024年度末までに334団体</p>	<p>10. 優先的検討規程の策定・運用</p> <p>a. 優先的検討規程の策定・運用状況の「見える化」、フォローアップ等を通じた人口規模に応じた課題・ノウハウの抽出と横展開により、①策定済の団体における的確な運用、②2023年度までに人口10万人以上の全ての地方公共団体における優先的検討規程の策定を目指した支援、③10万人未満の地方公共団体における、実態に合わせた優先的検討規程の策定・運用の支援等、優先的検討導入への方策等の措置を講じる。《内閣府、総務省、関係省庁》</p>	→		

社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）
		22 23 24
<p>○公共施設等運営事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ</p>	<p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した人口20万人未満の地方公共団体数：2021年度～2023年度に200団体</p> <p>○地域プラットフォーム（ブロックプラットフォームを含む）に参画する人口20万人未満の地方公共団体数：2021年度～2023年度に550団体</p>	<p>11. PPP/PFI推進のための地方公共団体への支援</p> <p>（地域プラットフォーム）</p> <p>a. 地域プラットフォーム（ブロックプラットフォーム及び協定プラットフォーム）の拡大及び継続的な活動を支援し、地域活性化に資するPPP/PFIの推進を図る。あわせて、地域プラットフォームの運用マニュアルの充実を図るとともに、行政実務の経験を豊富に有する専門家等の派遣や地方公共団体職員・地域事業者向けの研修・セミナーの実施等による人材育成、市町村長との意見交換、官民対話の機会の創出等により、PPP/PFIの具体的案件形成を促進する。《内閣府、国土交通省、関係省庁》</p> <p>（ワンストップ窓口）</p> <p>a. 改正PFI法で創設されたワンストップ窓口制度やPFI推進機構による助言機能の活用により支援を行うとともに、これまでの相談内容の分析と現状課題の把握を踏まえ、地方公共団体等へよりの確な支援を行い、PPP/PFIの更なる推進を図る。《内閣府、関係省庁》</p> <p>（人口20万人未満の地方公共団体への対応）</p> <p>a. 「PPP/PFI導入可能性調査簡易化マニュアル」の周知、初期財政負担支援等により地方公共団体の負担軽減を図るとともに、優先的検討規程の運用支援等を行う。2022年度以降の新たな目標と推進方策において、人口20万人未満の地方公共団体の特性に応じたPPP/PFIの導入が加速する方策等を拡充する。《内閣府、関係省庁》</p> <p>（キャッシュフローを生み出しにくいインフラ）</p> <p>a. キャッシュフローを生み出しにくいインフラにおける指標連動方式について、モデル事業の実施等の財政的支援及びガイドラインの周知等の導入支援を行う。《内閣府、関係省庁》</p>

政策目標 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

新しい時代に対応したまちづくりを促進するためには、コンパクト・プラス・ネットワークの推進に向けた政策手段の強化とデジタル化の推進に向けた新技術を活用する取組を一体となって進める必要がある。このため、政令指定都市及び中核市等を中心に多核連携の核となるスマートシティを強力に推進し、企業の進出、若年層が就労・居住しやすい環境を整備するとともに、立地適正化計画及び地域公共交通計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、まちづくりと公共交通体系の見直しを一体的に進める。併せて、所有者不明土地対策等を推進する。

①社会のDX化による地域サービス等の進展や新技術活用による新たな価値創出に資する基盤を構築するとともに、都市マネジメント高度化等による社会課題解決を目指す取組への民間企業・市民の参画状況を向上させる。このため、デジタル基盤、運営体制、人材等のスマートシティ推進の基盤整備を図るとともに、質的な効果に着目した活動・サービス推進を通じ、住民満足度の向上、産業の活性化、グリーン化の実現など社会的価値・経済的価値、環境的価値等を高める多様で持続可能な都市が各地で形成され、国内外に紹介できる優良事例を創出する。②市町村の全人口に対して、居住とともに誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数を、2024年度末までに評価対象都市の2/3とすることを旨とする。

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>○データガバナンス体制を整備したスマートシティ数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>○都市OSを介したデータ連携都市数：毎年度増加[実績調査の結果、必要な改善策を講じる]</p> <p>○APIカタログ上でのAPI公開件数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○サービス分野毎のオープンデータ数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>○データ連携・ガバナンス等に関する研修の参加者数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>12. スマートシティの推進</p> <p>a. 「12. スマートシティの推進」については、EBPMアドバイザーボードと連携を図りつつ、KPI指標の数値を調査、分析、妥当性の検討を行い、達成を目指す便益を把握するための指標の導入や質的指標の導入等をはじめとしたKPI指標となるようロジックモデルの見直しを必要に応じて行う。なお、KPI指標の算出の際、適切な評価を行うために調査方法に留意する。</p> <p>（スマートシティの基盤整備）</p> <p>①データ連携</p> <p>a. スマートシティの分野間・地域間や広域での連携を促進するため、2022年度中にスマートシティリファレンスアーキテクチャの改訂のための課題整理を行うとともに、その普及により官民データ連携を推進する。</p> <p>b. スーパーシティにおいて構築されたデータ連携基盤の要件等を踏まえ、データやシステムの相互接続性なども考慮しつつ、スマートシティにおけるサービスの実装・運用をさらに推進する。</p> <p>c. 自治体データプラットフォームと都市OS（データ連携基盤）の連携の先行事例をもとに、スマートシティの都市OS（データ連携基盤）の横展開を進める。</p> <p>d. 信頼できるスマートシティの構築に向け、ガイドラインの普及等を通じ、データガバナンスの活動や体制整備の促進を図る。</p> <p>《スマートシティタスクフォース（内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁）、デジタル庁》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）			
		22	23	24	
<p>○データガバナンス体制を整備したスマートシティ数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>○都市OSを介したデータ連携都市数：毎年度増加[実績調査の結果、必要な改善策を講じる]</p> <p>○APIカタログ上でのAPI公開件数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○都市OS（データ連携基盤）の導入地域数：2025年度までに100地域</p> <p>○APIカタログを公開した都市数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>12. スマートシティの推進</p> <p>②都市OS</p> <p>a. スマートシティリファレンスアーキテクチャ、関連ガイドライン等に基づき、各府省のスマートシティ関係事業を実施する。</p> <p>b. 各府省のスマートシティ関係事業において都市OS（データ連携基盤）を整備する際は、リファレンスアーキテクチャを参照し、相互運用性や拡張性を担保することを採択要件にする。</p> <p>c. 2021年度中に定義するスマートシティ重点整備地域を中心にデータ連携基盤の整備等を推進する。</p> <p>《スマートシティタスクフォース（内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁）、デジタル庁》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		
<p>○一定の知識を持つスマートシティ運営従事者数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>○行政、運営組織のスマートシティ担当者数（人的コミットの確保）：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○スマートシティ構築を先導する人材数：スマートシティ構築を先導する人材像を明確化した後、数値目標を設定</p> <p>○スマートシティの人材育成プログラムの受講者数：スマートシティの人材育成プログラムを構築した後、数値目標を設定</p>	<p>12. スマートシティの推進</p> <p>③人材の確保</p> <p>a. 2022年度中にスマートシティの人材育成プログラムを構築するとともに、スマートシティ構築を先導する人材像を明確化する。</p> <p>b. リカレント教育やデータリテラシー向上等に取り組む大学等と連携して、スマートシティの創出・運用に必要な人材の育成・確保を図る。</p> <p>c. 教育機関における地域貢献・社会課題解決に関する活動においてスマートシティに関する取り組み方の普及促進を進める。</p> <p>d. スマートシティの人材育成プログラムを運用するとともに、人材に関する情報提供を行う。</p> <p>e. スマートシティの人材育成プログラムによって誕生した人材を中心としたスマートシティプログラムの企画設計をフォローしながら、新たな専門人材、実務人材の育成を図る。</p> <p>《スマートシティタスクフォース（内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁）、デジタル庁》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>○スマートシティサービスの運営組織数:毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>○スマートシティに参画している地域連携組織数(CivicTech組織、リビングラボ等):毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>○市民・関係人口のスマートシティの活動への(認知・浸透)参画の促進数:毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○スマートシティに取組む自治体および民間企業・地域団体の数(官民連携プラットフォームの会員・オブザーバ数):2025年度までに1000団体</p> <p>○優良モデル、課題解決策に関する質の高い情報発信数:毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>1 2. スマートシティの推進</p> <p>④推進体制</p> <p>a. 関係府省等が連携して、これまでの知見を活用しつつ、ハズオン支援の実施により、モデル事業等を推進する。</p> <p>b. 官民連携プラットフォームにおける普及推進活動等を通じて、データ利活用・脱炭素化等の成功モデルの横展開の促進、地域拠点形成推進施策との連携、自治体と民間企業のマッチング支援を行う。</p> <p>c. 官民連携プラットフォームを通じて、住民が参画するスマートシティの取組を促すため、他分野での参加促進・理解醸成の取組(リビングラボ等)も参考に普及展開活動を行う。</p> <p>d. 2022年度末までにスマートシティ・ガイドブックの改訂を行い、評価、人材、資金持続性等のスマートシティ運営上の課題解決の取組事例等の普及展開を行う。</p> <p>e. 「グローバル・スマートシティ・アライアンス」や「日ASEANスマートシティ・ネットワーク・ハイレベル会合」等を通じて、得られた成果を海外にも展開し、海外の都市との間でも相互に知見を共有する。</p> <p>f. スマートシティの普及に向けて、デジタル社会の構築等の政府内の関連施策との効果的な連携を進める。</p> <p>g. 2021年度中にスマートシティタスクフォースの各府省の役割の明確化を行うとともに、推進体制の更なる強化を図りつつ施策を推進する。</p> <p>《スマートシティタスクフォース(内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁)、デジタル庁》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>— (次年度以降に客観的指標を設定)</p>	<p>○スマートシティにおけるサービスに関する評価指標の設定件数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>1 2. スマートシティの推進</p> <p>(スマートシティサービスの普及)</p> <p>a. スマートシティを軸にした多核連携を加速するため、合同審査会での事業選定を通じ、2021年度中に定義するスマートシティ重点整備地域を中心にスマートシティサービスの導入等を推進する。</p> <p>b. 官民連携プラットフォームを通じて、スマートシティサービス提供に係る先進事例を横展開し、地域の課題に応じた成功モデルの導入を促進する。</p> <p>c. 地域におけるスマートシティのK P I 設定を促すため、自治体向けK P I 設定指針を作成し、周知する。</p> <p>d. スマートシティサービスの各分野(※)のサービスによる効果・満足度等に関する更に適切な評価指標の設定について、2022年中に関係各府省との連携により検討し、K P I 第2階層を見直す。この際、適切な調査・評価手法について留意する。</p> <p>e. 住民満足度や多様な幸せ(well-being)の向上をはじめとする社会的価値・経済的価値、環境的価値等に関する評価指標の設定にかかる先進事例をスマートシティ・ガイドブック等を通じて提供・横展開を行う。</p> <p>f. スマートシティに関連する各分野におけるくらしのデジタル化、スマートシティサービスの提供の促進について、関連する政府計画等に沿って対応する。</p> <p>※ 評価分野例： モビリティ、環境／エネルギー、防災／防犯、インフラ／施設、健康／医療、産業／経済、社会、教育、行政 等 (スマートシティサービスの分野ごとの評価指標の設定について、今後整理)</p> <p>《スマートシティタスクフォース(内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁)、デジタル庁》</p>	→	→	→
<p>— (次年度以降に客観的指標を設定)</p>	<p>○スマートシティ数：2025年度までに100地域</p>			→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）
		22 23 24
<p>（社会領域）※2 - 未来技術の実装により、地域に住む誰もが利便性の高い生活を送り続けることができる地域社会の実現</p> <p>- 官民のモビリティ関連データの連携の基盤の構築</p> <p>- 教育の質向上のための環境整備</p> <p>（経済領域）※2 - 働く者にとって効果的なテレワークを推進</p> <p>（環境領域）※2 - 地域の脱炭素化の推進</p> <p>※2：社会・経済・環境領域におけるスマートシティサービスの分野ごとの施策の進捗・効果等について、必要に応じ、関連する政府計画の指標・目標等と連携させる。</p>	<p>○スマートシティで構築された社会領域サービス数 - 社会領域（モビリティ、防災／防犯、インフラ／施設、健康／医療、教育、行政 等）</p> <p>○スマートシティで構築された経済領域サービス数 - 経済領域（産業／経済 等）</p> <p>○スマートシティで構築された環境領域サービス数 - 環境領域（環境／エネルギー 等）</p> <p>：2025年度までに3領域の合計で100</p>	<p>12. スマートシティの推進</p> <p>①社会領域 a. 社会領域（モビリティ、防災／防犯、インフラ／施設、健康／医療、教育、行政 等）におけるスマートシティサービスの提供を促進し、関連する政府計画等に基づき、取組を推進する。 ・未来技術を活用し、地域課題の解決を図る取組について、社会実装に向けた現地支援体制（地域実装協議会）を構築し、関係府省庁による総合的な支援を行う。 ・官民のモビリティ関連データを連携させ、モビリティサービスの社会実装を進めるためのプラットフォームを構築する。 ・教育分野において、様々な主体が連携したICT活用の推進等の取組を促進する。</p> <p>②経済領域 a. 経済領域（産業／経済 等）におけるスマートシティサービスの提供を促進し、関連する政府計画等に基づき、取組を推進する。 ・テレワークの普及に関して、必要なネットワーク環境の整備、ガイドラインの周知等に取り組む。</p> <p>③環境領域 a. 環境領域（環境／エネルギー 等）におけるスマートシティサービスの提供を促進し、関連する政府計画等に基づき、取組を推進する。 ・脱炭素先行地域づくりを推進することにより、関係省庁の進める地域づくりと連携しデジタル社会の構築等、複数の課題の同時解決を図る。</p> <p>《スマートシティタスクフォース（内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁）、デジタル庁》</p>

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）
		22 23 24
<p>○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数：2024年度末までに以下①～③の全ての区分について評価対象都市の2/3</p> <p>① 政令市・中核市 ② ①以外の人口10万人以上の都市 ③ 人口10万人未満の都市</p>	<p>○立地適正化計画を作成した市町村数：2024年度末までに600市町村</p> <p>○立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数：2024年度末までに400市町村</p>	<p>1 3. 立地適正化計画の作成・実施の促進</p> <p>（計画に対する予算措置等による支援）</p> <p>a. 予算措置等により市町村の計画作成を支援する。</p> <p>b. まちのマネジメントの広域化・自治体間連携などの観点も含め、現地訪問や計画相互の比較検証を通じたコンサルティングを継続的に実施することで計画の質を向上させるとともに、まちづくり分野と公共交通分野との連携強化に取り組み、立地適正化計画及び地域公共交通計画を一体的に策定するよう相互に働きかける。</p> <p>c. 立地適正化計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、地域公共交通計画を作成していない市町村にあっては、その検討を引き続き交付要件とするとともに、両計画それぞれの策定に係る手引きの周知を図る。</p> <p>d. 計画に基づく誘導施設や公共交通ネットワークの整備等について、予算措置等により市町村の取組を支援する。</p> <p>e. 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、国の支援措置等をわかりやすく情報提供する。</p> <p>（支援策等の充実）</p> <p>a. 市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図るとともに、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を更新し、市町村に情報提供を行う。</p> <p>b. まちづくりに関連する支援施策について、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資するものへの重点化を推進する。</p> <p>c. 2015年から2030年までに人口が2割以上減少する見込みの自治体のうち都市計画区域を有するものについては、計画作成に向けた進捗状況を定期的に把握するとともに、積極的に相談に応じるなど、自治体の事情を踏まえたきめ細やかな対応を実施する。</p>

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）
		22 23 24
<p>○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数：2024年度末までに以下①～③の全ての区分について評価対象都市の2/3</p> <p>① 政令市・中核市 ② ①以外の人口10万人以上の都市 ③ 人口10万人未満の都市</p>	<p>○立地適正化計画を作成した市町村数：2024年度末までに600市町村</p> <p>○立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数：2024年度末までに400市町村</p>	<p>1 3. 立地適正化計画の作成・実施の促進 （モデル都市の形成・横展開）</p> <p>a. 都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成を図り、横展開を推進する。</p> <p>b. 過去の取組事例について、効果、課題などを分析し、市町村と共有、必要に応じて支援施策を見直す。</p> <p>c. 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の取組状況等をわかりやすく情報提供する。</p> <p>（都市計画に関するデータの利用環境の充実）</p> <p>a. 都市計画情報のオープンデータ化に向けたガイドラインや3D都市モデルの整備・更新に係るマニュアル等の継続的な周知や全国での研修会の実施など、地方公共団体等の実務担当者に対して必要な支援を行うことにより、都市計画情報の利活用を促進する。</p> <p>（効果的な評価指標設定の啓発）</p> <p>a. コンパクトシティ化による多様な効用を明らかにするため、都市構造の評価に関するハンドブック等の継続的な周知など地方公共団体等の実務担当者に対して必要な支援を行い、指標の活用を推進する。</p> <p>（スマート・プランニングの推進）</p> <p>a. 複数都市における検証を通じて、交通行動のシミュレーションの改善を図るなど「スマート・プランニング実践の手引き」の更なる充実を図ることに加え、セミナーや勉強会を通じて、分析手法の普及を行う。</p> <p>（立地適正化計画制度・運用の更なる改善）</p> <p>a. 災害ハザードエリアの居住誘導区域からの除外の徹底、立地適正化計画に居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」、災害ハザードエリアからの移転の促進など、改正都市再生特別措置法等の周知を図りつつ、立地適正化計画の運用の更なる改善等のために必要な措置を講じる。</p> <p>《国土交通省》 《コンパクトシティ形成支援チーム（国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）》</p>

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）
		22 23 24
<p>○地方部（三大都市圏を除く地域）における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員：減少率を毎年低下 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○地域公共交通計画の策定件数：2024年度末までに1,200件</p> <p>○地域公共交通計画を立地適正化計画と連携して策定した市町村数：2024年度末までに400市町村</p>	<p>14. 地域公共交通計画の作成・実施の促進</p> <p>a. 公共交通分野とまちづくり分野との連携強化に取り組み、地域公共交通計画及び立地適正化計画を一体的に策定するように相互に働きかける。</p> <p>b. 地域公共交通計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、立地適正化計画を作成していない市町村にあっては、その検討を引き続き交付要件とするとともに、両計画それぞれの策定に係る手引きに、両計画を併せて作成することの重要性を明記し、その周知を図る。</p> <p>c. 2020年11月に施行された改正地域公共交通活性化再生法等を活用しつつ、先進的な事例の積極的な横展開等を通じて、公共交通ネットワーク構築を着実に実施するとともに、交通政策基本計画を踏まえた施策を着実に推進していく。 《国土交通省》</p>
<p>○都市計画道路の見直しを行った市町村数の割合：2023年度末までに90%</p>	<p>○都市計画道路の見直しの検討に着手した市町村数の割合：2023年度末までに100%</p>	<p>15. 都市計画道路の見直し</p> <p>a. 「都市計画道路の見直しの手引き」を全国の担当者が集まる会議で周知するなど、横展開を図る。《国土交通省》</p>

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）
		22 23 24
<p>○居住目的のない空き家数※住宅・土地統計調査（総務省）における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数：2030年において400万戸程度におさえる</p> <p>○既存住宅流通及びリフォームの市場規模：2030年までに14兆円</p>	<p>○空き家・空き店舗等の再生による新たな投資：2020年度～2022年度の平均値で3.7億円</p> <p>○市区町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数：20万物件（2021～2030年度）</p> <p>○低未利用土地権利設定等促進計画の作成件数：2023年度末までに約35件 ○立地誘導促進施設協定の締結数：2023年度末までに約25件</p>	<p>16. 既存ストックの有効活用</p> <p>（先進的取組や活用・除却への支援）</p> <p>a. 「全国版空き家・空き地バンク」による情報提供の充実化等を実施し、全国版バンクを通じた空き家等のマッチングを促進する。</p> <p>b. 空き家等の取引局面における物件調査費用の実態調査や先進事例収集を行い、取引における事業者の対応のあり方を検討する。</p> <p>c. 土地の利用ニーズのマッチング等を促進するランドバンクについて、モデル調査による普及・定着の支援を通じ、低未利用土地等の利活用・管理を促進する。</p> <p>d. 「不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドライン」や不動産の流通に係る税制の特例措置等により、不動産に係るクラウドファンディングや小規模不動産特定共同事業の活用を促進する。</p> <p>e. 空き家等の利活用事業に係る好事例の蓄積・横展開を図り、地域の不動産業者等が小口資金を募ることにより空き家等の利活用事業に取り組むことができるよう、関係者と連携し、事業の管理者となるための不動産証券化に関する法務・税務等の知識を付与する講習の実施等を行う。</p> <p>f. 空家等対策計画の策定を促進し、地方公共団体が行う周辺に悪影響を及ぼす空き家等の除却、空き家を活用し地域活性化に資する施設へ改修する取組に対して支援を実施する。</p> <p>g. 空き家・空き室を活用したセーフティネット登録住宅について、地方公共団体に対し、賃貸住宅供給促進計画の策定による登録基準の合理化や支援制度の充実の働きかけを行うなど登録促進に取り組む。</p> <p>h. 市町村や民間事業者等が行う空き家対策のための人材育成や相談体制の構築、空き家対策に関する新たなビジネスの構築等のモデル的な取組に対して支援を実施する。</p> <p>い. 改正都市再生特別措置法（2018年7月施行）等で創設した都市のスポンジ化対策等に関する各種制度について、立地適正化計画に関するコンサルティング等と併せて、活用促進を図る。</p> <p>《国土交通省》</p>

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）
		22 23 24
<p>○居住目的のない空き家数※住宅・土地統計調査（総務省）における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数：2030年において400万戸程度におさえる</p> <p>○既存住宅流通及びリフォームの市場規模：2030年までに14兆円</p>	<p>○不動産価格指数を掲載するホームページのアクセス件数：2022年度に400,000件 ※不動産情報に係る新たな指標の充実：2021年度までに公表</p>	<p>16. 既存ストックの有効活用</p> <p>（情報の充実等）</p> <p>a. 官民が保有する各種不動産関連データの連携がより一層行われるよう環境整備を進めるとともに、公表している価格指数をはじめとした不動産情報に係る新たな指標の公表を行うことで不動産情報基盤を改善し、充実させる。《国土交通省》</p>
	<p>○住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合：2030年度に50%</p>	<p>（安心して取引できる不動産市場環境の構築）</p> <p>a. 専門家によるインスペクションの活用の促進や、「安心R住宅」制度の周知・普及等を通じ、売主・買主が安心して取引できる市場環境を整備する。</p> <p>b. 不動産関連情報の連携・蓄積・活用等の促進や不動産DXを推進する上での基盤整備の一環として、2021年度において、各不動産の共通コードとしての「不動産ID」のルールを整備するとともに、社会における中長期的なメリットも念頭に置きつつ、不動産IDの利用拡大に向けた方策の検討を行い、2022年度以降、不動産IDに係るルールの運用を順次開始する。《国土交通省》</p>
		<p>（売主と買主の情報の非対称性を低減させるための取組の推進）</p> <p>a. 住宅市場に占める既存住宅の流通シェアが高い諸外国におけるインスペクションの実態、制度的背景、商習慣等を踏まえ、既存住宅に係る各種調査の効率化に加え、制度や効果への理解の向上や建物状況調査方法基準の合理化等の検討を行い、売主と買主の情報の非対称性を低減させるための必要な制度の運用改善を図る。《国土交通省》</p>

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）
		22 23 24
<p>○国有地の定期借地件数：目標は設定せず、モニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○固定資産台帳の更新状況：毎年度100%</p>	<p>16. 既存ストックの有効活用</p> <p>（未利用資産等の活用促進）</p> <p>a. 国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体等からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合は一般競争入札により処分する。また、まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させる入札などの手法の活用も行うほか、所有権を留保する財産や、保育・介護等の人々の安心につながる分野で利用を行う財産については、定期借地権による貸付を行うなど、管理処分の多様化を図るとともに、国有地の定期借地件数のモニタリングの結果を踏まえ、未利用資産等の活用促進の観点から必要な改善策を講じる。《財務省》</p> <p>b. 公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開する。《総務省》</p> <p>c. 各地方公共団体が公表している固定資産台帳のデータや保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集を作成し、順次更新する。また、財政状況資料集において、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、グラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量等を「見える化」する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率 ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報 <p>有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」する。《総務省》</p> <p>d. 公有財産の有効活用を促進するため、作成した手引きを普及させるとともに、民間提案を活用した取組等の先進的な事例を把握して横展開する。《関係省庁》</p>

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）
		22 23 24
<p>○国公有財産の最適利用プランを策定した数：目標は設定せず、モニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○市区町村等との間で設置した協議会の数：増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>16. 既存ストックの有効活用</p> <p>（地域における国公有財産の最適利用に向けたプランの策定と定期的な点検）</p> <p>a. 全市区町村等と財務省財務局・財務事務所間において、連携窓口の設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等を実施し、最適利用プランの策定を行う。</p> <p>b. 各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行うとともに、国公有財産の最適利用プランを策定した数のモニタリングの結果を踏まえ、同プランの策定と定期的な点検に関して必要な改善策を講じる。</p> <p>《財務省、総務省》</p>
<p>○緊急性・必要性の高い土地を対象に、長期相続登記等未了土地の解消をより効果的に実施：毎年度増加 [改正法に基づく新制度を踏まえた解消作業の見直しにより更なる促進を図る]</p> <p>○変則的な登記がされている土地が解消された数：毎年度増加 [実績調査の結果及び改正法に基づく新制度を踏まえた解消作業の見直しを踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○公共事業実施主体のニーズにより的確に対応するため、緊急性・必要性の高い土地を対象とした上で、長期相続登記等未了土地の解消作業をより効果的に実施：2024年度末までに約63,000筆の解消作業に着手</p> <p>○市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う、変則的な登記がされている土地の解消作業に着手した数：2024年度末までに約23,100筆</p>	<p>17. 所有者不明土地の有効活用</p> <p>（所有者不明土地の発生を予防するための仕組み、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み等）</p> <p>a. 「民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和3年法律第25号）」が2021年4月に成立したところであり、その円滑な施行に向けた取組を実施する。</p> <p>《法務省》</p> <p>（長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消）</p> <p>a. 民法・不動産登記法の改正を踏まえて、長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消方策の在り方を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>《法務省》</p> <p>b. 長期相続登記等未了土地の解消作業がより公共事業の実施主体に活用されるよう、効果的な運用の見直しを行った上で、2022年4月から、見直し後の運用に基づき解消作業を実施していく。</p> <p>（遺言書保管制度の円滑な導入）</p> <p>a. 2020年7月から運用が開始されている遺言書保管制度の普及を図る。《法務省》</p>

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）			
			22	23	24
<p>○地域福利増進事業における利用権の設定数：2019年6月から10年間で累計100件</p>	<p>○所有者不明土地の収用手続きに要する期間（収用手続きへの移行から取得まで）：2019年6月以降に手続きを開始したものは約21か月（約1/3短縮）</p>	<p>17. 所有者不明土地の有効活用</p> <p>（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の円滑な施行、土地の管理や利用に関し所有者が負うべき責務やその担保方策）</p> <p>a. 国土審議会における審議・とりまとめを踏まえ、所有者不明土地法の見直しをはじめ、所有者不明土地問題等への対策に必要な制度見直しを実施する。</p> <p>b. 所有者不明土地法の見直しも踏まえ、土地基本方針の変更を実施する。</p> <p>《国土交通省》</p>	→		
		<p>（所有者が不明な場合を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置）</p> <p>a. 第7次国土調査事業十箇年計画（2020年～2029年）に基づき、国土調査法等の改正により措置された所有者不明等の場合でも調査を進めるための新たな調査手続の活用や、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進し、地籍調査を円滑かつ迅速に進める。</p> <p>《国土交通省》</p>	→		

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）
		22 23 24
<p>○全農地面積に占める担い手の利用面積のシェア：2023年度末までに8割</p>	<p>○新制度による所有者不明農地の活用面積：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>	<p>（所有者不明農地に関する新たなスキーム等）</p> <p>a. 制度の浸透を図り、農地中間管理機構による農地の集積・集約化を推進するとともに、半期毎に活用事例を収集し、HP上で公表する取組を実施する。</p> <p>b. 本格化する人口減少を踏まえ、各地域において農業経営を行う者を確保するとともに、農地の適切な利用を促進するための施策の在り方について、「人・農地など関連施策の見直しについて」（令和3年5月25日公表）に基づき、具体的な内容等について検討し、必要な措置を講じる。</p> <p>《農林水産省》</p>
<p>○私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合：2028年度末までに5割</p>	<p>○私有人工林が所在する市町村のうち、新たな制度の下で森林の集積・集約化に取り組んだ市町村の割合：2023年度末までに10割</p> <p>○市町村における森林の集積・集約化のための意向調査の実施面積：2021年度～2026年度に約130万ha</p>	<p>（所有者不明森林に関する新たなスキーム等）</p> <p>a. 森林経営管理法が円滑に運用されるよう、説明会等で制度の周知を図るほか、先進事例を調査・分析し、普及を図る。</p> <p>b. さらに、所有者不明の特例措置の活用に向けて、所有者探索等に関する知見やノウハウを整理するとともに、特例措置の活用に係るガイドラインを整備する。</p> <p>c. 林地台帳を活用しつつ、森林の経営管理の集積・集約化を推進する。また、引き続き地方交付税措置により支援する。</p> <p>《農林水産省》</p>

3. 地方行財政改革等

持続可能な地方行財政基盤を構築するため、将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討や地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革に取り組むとともに、見える化、先進・優良事例の横展開、公営企業・第三セクター等の経営抜本改革を推進する。
 ・ 安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）

K P I 第 2 階層	K P I 第 1 階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）		
		22	23	24
○歳出効率化の成果 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表	○窓口業務のアウトソーシングの実施件数【2023年度までに485団体】 ○標準委託仕様書等を参考にする自治体数【2022年度に160団体】 ○総合窓口を導入した自治体数【2023年度までに370団体以上】 ○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務数	1. 先進的な業務改革の取組等の拡大、業務改革の取組の成果の地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎への適切な反映		
		a. 「業務改革モデルプロジェクト」による歳出効率化（業務コストの抑制、処理手続時間の短縮等）の優良事例の横展開や標準委託仕様書等の情報提供及びフォローアップにより、地方自治体における取組状況を踏まえ、窓口業務の委託等の業務改革の取組を進める。《総務省》		
		b. 総務省・各自治体において、窓口業務等の民間委託の業務別団体規模別の取組状況（実施率、業務分析手法活用の有無や具体的な委託事務の範囲等）、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形で公表する。あわせて、窓口業務のアウトソーシング・総合窓口の導入に関してBPRによる業務改革の取組を促す観点から、住民の利便性向上に関する効果指標の設定等取組のポイントの周知を図る。《総務省》		
		c. 窓口業務の委託に係る基準財政需要額の算定への反映について、地方自治体における取組状況等を踏まえ、今後の方針を検討する。《総務省》		

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）			
			22	23	24
<p>自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画で規定</p>	<p>OA I、RPA導入地域数 【2022年度までに600団体】</p>	<p>2. 自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画に基づく取組の推進</p> <p>a. 2020年12月に策定された自治体DX推進計画に基づき自治体DXを推進するとともに必要に応じ計画の改善を図る。DX計画をはじめとする地方のデジタル化について経済・財政一体改革推進委員会のWGでフォローアップをする。《総務省》</p> <p>b. 自治体DX推進計画に基づく取組を推進するに当たり、市町村が外部人材の任用等を行うための取組について、令和3年度から創設した財政措置を活用し、積極的に支援。また、市区町村の外部人材の募集情報を収集し、総務省HPで公表するとともに、募集情報について、情報提供を希望するデジタル人材・企業に対して随時情報発信し、自治体DXを支えるデジタル人材の確保に取り組む。《総務省》</p> <p>c. AI・RPAの利用について、自治体における業務の見直しにあわせて、導入ガイドブックの活用や導入に対する財政措置による先進事例の横展開や、外部人材による支援等により自治体の実装を支援する。《総務省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支（改善）、繰出金（抑制）】</p>	<p>○経営戦略の見直し率【2025年度までの見直し率100%】</p> <p>○収支赤字事業数【2017年度決算（938事業）より減少】</p>	<p>3. 公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進</p> <p>a. 経営戦略に沿って収入、支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進。《総務省》 →</p> <p>b. 経営戦略が策定済の事業について、内容を充実する観点から、一定期間ごとの見直しを推進。《総務省》 →</p> <p>c. 9分野の経営比較分析表について、抜本的な改革の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に閲覧できる形で公表するなど、各地方公共団体における活用を推進。《総務省》 →</p> <p>d. 水道、下水道などの公営企業についてICT等デジタル技術を活用した管理を推進。《総務省、関係府省庁》 →</p> <p>e. 経営戦略の改定や公営企業会計の適用、公立病院の経営強化などについて、地方公共団体に対するアドバイザー派遣による支援制度の充実を図り、公営企業の経営改革を更に推進。《総務省》 →</p>			
	<p>○重点事業における公営企業会計の適用事業数（人口3万人未満）【2024年度予算から対象事業の100%】</p> <p>○ その他の事業における公営企業会計の適用事業数【増加】</p>	<p>4. 公営企業会計の適用促進</p> <p>a. 重点事業（下水道、簡易水道事業）について、ロードマップに基づき、人口3万人未満の地方公共団体においても、公営企業会計の適用を一層促進。《総務省》 →</p> <p>b. その他の事業（港湾整備、市場、と畜場、観光施設等）について、実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。《総務省》 →</p>			

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）			
		22	23	24	
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支（改善）、繰出金（抑制）】</p>	<p>○広域連携に取り組むこととした市町村数【2022年度までに650団体】</p> <p>○システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランを策定した都道府県数【2022年度末までに47都道府県】</p> <p>○水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等が全体に占める割合【2025年度までに100%】</p>	<p>5. 水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進</p> <p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。</p> <p>b. 各都道府県における2022年度までの水道広域化推進プランの策定に向けた取組状況を把握・公表し、事業統合や経営の一体化、施設の共同化、システム共同化等のデジタル化を含めたシミュレーション及び今後の広域化に係る推進方針等を定め、必要に応じてPPP/PFIをはじめとした官民連携手法の活用を盛り込んだプラン策定を促すとともに、本プランに基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。</p> <p>c. 官民連携活用の好事例、先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、料金の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理（水道事業者等における水道施設台帳の電子化や、水道情報活用システム・スマートメーター等のCPS/IoTの活用）、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。</p> <p>d. 水道情報活用システムの全国への水平展開を進めるため、ベンダー各社の連携や水道標準プラットフォームの周知の促進、関連機器の標準化、技術開発の進展や情報利活用の高度化等への対応のためのシステム標準仕様の改定等への支援。</p> <p>《総務省、厚生労働省、経済産業省》</p>	→	→	→

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支（改善）、繰出金（抑制）】</p>	<p>○広域化に取り組むこととした地区数（着手または完了した地区数）【2022年度までに450地区】</p> <p>○システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ下水道広域化・共同化計画を策定した都道府県数【2022年度末までに47都道府県】</p>	<p>6. 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進</p> <p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。→</p> <p>b. 改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進。→</p> <p>c. 都道府県に対し、下水道事業のシステム標準化を含むデジタル化の推進に加え、必要に応じて多様なPPP/PFIの活用を盛り込んだ広域化・共同化計画を2022年度までに策定するよう要請。→</p> <p>d. 各都道府県における広域化・共同化計画の策定状況を把握・公表し、施設の統廃合等を盛り込んだ計画を2022年度までに策定するにあたっての課題を整理するとともに、本計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。→</p> <p>e. 先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、使用料の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。→</p> <p>f. 具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続する。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/PFI導入の成果について周知する。→</p> <p>《総務省、農林水産省、国土交通省、環境省》</p>			
	<p>○持続可能な地域医療体制を確保するための新たなガイドラインの策定【公立病院の経営強化の方策の検討状況を踏まえて策定】</p>	<p>7. 公立病院について、持続可能な地域医療提供体制を確保するための経営強化の推進</p> <p>a. 医師不足等による厳しい経営状況を踏まえ、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域医療構想と整合性を図りつつ、公立病院の経営強化の方策を検討し、新たなガイドラインを策定。《総務省》→</p>			

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）			
			22	23	24
<p>○平成29年度決算において経営健全化のための方針の策定要件①～③のいずれかに該当した第三セクター等と関係を有する地方公共団体のうち、該当した要件に係る数値（債務超過額など）が改善している団体の数</p> <p>①債務超過法人</p> <p>②時価で評価した場合に債務超過になる法人（土地開発公社の場合、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上である場合も含む）</p> <p>③地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準に達している場合 【増加、進捗検証】</p> <p>○第三セクター等に対する財政支援額（損失補償、債務保証、短期貸付）</p>	<p>○経営健全化のための方針の策定率 【全対象団体で策定】</p>	<p>8. 第三セクター等について経営健全化のための方針に基づく取組を推進</p> <p>a. 財政的リスクの高い第三セクター等と関係を有する地方公共団体における経営健全化のための方針に沿った取組状況を把握・公表するとともにその取組を推進。《総務省》</p> <p>b. 経営健全化のための方針の策定状況を調査し、未策定の地方公共団体に対して策定を促すなど取組を推進。《総務省》</p>			

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）			
			22	23	24
<p>○「見える化」・一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数【全団体】</p> <p>○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数【全団体】</p> <p>○各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標</p> <p>※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p>	<p>○地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について「見える化」</p> <p>○地方単独事業（ソフト）の決算情報の全国的狀況を「見える化」</p> <p>○基金の考え方・増減の理由・今後の方針について、統一的な様式での公表により「見える化」</p> <p>○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数【2023年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】</p> <p>○決算年度の翌年度までに財務書類の作成・更新を完了している地方公共団体数【2023年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】</p> <p>○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数【2023年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】</p>	<p>9. 地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開</p> <p>a. 地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について、より分かりやすくなるよう工夫した上で見える化に取り組む。《総務省》</p> <p>b. 地方単独事業（ソフト）について、試行調査を行い明らかになった課題（歳出区分の設定の在り方、歳出区分への計上精度の向上、システム改修による対応の必要性など）の解消に向けて取り組み、法令との関係を含めて「見える化」を推進。《総務省》</p> <p>c. 各年度の決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表・一覧化により「見える化」を推進。《総務省》</p> <p>d. 地方公共団体における財務書類等の作成・更新について、仕訳作業の早期化・分散化、予算科目と公会計の勘定科目の統一化等の取組事例の収集・公表、職員研修等の実施、知見・ノウハウを有する専門人材の活用促進、デジタル化等により早期化を図るとともに、作成・更新が遅れている団体に対しては継続してフォローアップを実施する。《総務省》</p> <p>e. 住民一人当たり行政コストやストック情報等について、直近の決算統計データ等を用いて更新・公表を行い、「見える化」を推進。《総務省》</p> <p>f. 統一的な基準による地方公会計について、経年・団体間比較が可能な形で「見える化」を推進するとともに、標準化された基本項目を記載した固定資産台帳のデジタル化や、固定資産台帳のデータと個別の施設とをコードの設定により紐付けて公共施設等の適正管理に活かす取組などの促進を図り、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例の共有に取り組む。《総務省》</p> <p>g. 地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育てに係る経費や制度的な課題について、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討。《関係府省庁》</p> <p>h. 地方創生臨時交付金事業について、事業の用途や事業の効果等の把握を行い、自治体間の比較検証を行う。《内閣府》</p>	→	→	→

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
○パフォーマンス指標を活用し、事業の点検・改善を行った国庫支出金の割合【100%】	○国庫支出金の設定済パフォーマンス指標の「見える化」実施割合【100%】	<p>10. 国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、配分のメリハリ付けの促進</p> <p>a. 所管府省における国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、事業の点検・改善を促す。また、「見える化」の促進のため、「見える化」の事例を収集し、「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」の充実を図る。例えば、よくある質問（FAQ）を設け、内閣府HPに掲載する。《内閣府、制度所管府省庁》</p>			
○人口の社会減の緩和・社会増など（事後的に検証）	<p>○連携中枢都市圏等の形成数【連携中枢都市圏は2022年度までに35圏域。定住自立圏は2024年度までに140圏域】</p> <p>○各圏域において取り組む施策や事業に応じて設定した成果指標（KPI）の達成率【進捗検証】</p> <p>○複数の市町村による共同策定が可能であることについて明確化されている法定計画の数【2022年度までに200計画】</p>	<p>11. 地方自治体の多様な広域連携の推進等</p> <p>a. 連携中枢都市圏等の広域連携に取り組む団体に対し、地方財政措置等を通じ支援を実施。《総務省、関係府省庁》</p> <p>b. 今後の人口減少・少子高齢社会を見据えた先進的な事例に係る知見の収集を強化するとともに、これまでの取組の分析・検証、取組事例に関する情報提供等により、取組の横展開を促進。《総務省、関係府省庁》</p> <p>c. 各圏域における連携の効果をより適切に検証するためのKPIの設定を促す観点から、各圏域における施策や事業のKPIの設定状況や取組状況を把握するとともに、優良事例等を各圏域にフィードバックする。《総務省》</p> <p>d. 新型コロナウイルス拡大を契機としたデジタル化の要請等を踏まえ、隣接していない自治体間の連携の在り方について検討する。《総務省、関係府省庁》</p> <p>e. 複数の市町村による計画の共同策定については、2021年7月に行った内閣府及び総務省からの各府省に対する依頼を踏まえ、関係府省庁において必要な措置を講じる。《総務省、内閣府、関係府省庁》</p> <p>f. 介護保険事務のうち事業所の指導・監査等について、都道府県による小規模自治体の支援を推進するため必要な措置をとる。《厚生労働省》</p>			

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
○法定外税や超過課税による税込	○法定外税や超過課税の導入団体及び件数	<p>1 2. 地方の独自財源の確保（法定外税及び超過課税の活用の促進）</p> <p>a. 課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方団体への支援。《総務省》</p>	→		
—	—	<p>1 3. 国と地方の新たな役割分担等</p> <p>a. 大都市圏における第3次医療圏を超えた医療機関・保健所サービスの提供等について、広域的なマネジメントや地方自治体間の役割分担の明確化を図る。《厚生労働省》</p> <p>b. 内閣官房及び厚生労働省等の協力を得て、国と都道府県の関係、大都市圏における都道府県間の関係及び都道府県と市町村（政令市や特別区を含む）との関係について、今回の感染症対応で直面した課題等を踏まえ、地方制度調査会等において検討を進め改善に向けて取り組む。さらに、国と地方の新たな役割分担について、行政全般の広域化についての具体的推進、地方自治体間の役割分担の明確化の観点から、法整備を視野に入れつつ検討を進める。《総務省、関係府省庁》</p>	→	→	

個性と活力ある地域経済の再生に向けて、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における各種KPIの達成を目指す。また、人口急減地域においては、地域社会・経済の維持に困難が生じており、地域づくりを行う人材の確保を図る。

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>○まち・ひと・しごと創生事業費の算定に使用している指標（若年者就業率、女性就業率、転入出者人口比率等）</p> <p>○地方の自主的な取組を前提としつつ、経済再生と合わせた地方財政分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標（地方税収入額、地方債依存度）</p>	<p>○まち・ひと・しごと創生事業費のうち、「人口減少等対策事業費」に占める成果反映配分の割合 【地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、2024年度までに、5割以上】</p>	<p>14. 地方交付税（まち・ひと・しごと創生事業費）について改革努力等に応じた配分の強化を検討</p> <p>a. 「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税算定のうち、「人口減少等特別対策事業費」について、「成果」を反映した配分割合を5割以上とすることを目指し、地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等を踏まえ、必要に応じ更なる見直し。《総務省》</p>			
		<p>15. 地域運営組織の推進について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる</p> <p>a. 地方公共団体や地域運営組織と連携した情報交流や優良事例の横展開。 →</p> <p>b. 地域運営組織の形成状況等を踏まえ、各地域の実情に応じ、全国フォーラムの開催等を通して、地域運営組織の形成や地域の多様な組織との連携を促進。 →</p> <p>c. 全国の自治体に対して取組状況を調査し、適切な指標の検討を進めるほか、小さな拠点・地域運営組織の状況を一覧にしてHPで公表、内容を充実。 →</p> <p>d. 法人化促進のためのガイドブックや小さな拠点税制等を活用し、法人化の促進等、地域運営組織の持続的な取組体制の構築を推進。 →</p> <p>e. 地方創生推進交付金等も活用して支援するとともに、地方交付税措置により支援。 →</p> <p>《内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局》</p>			
<p>○生活支援などの自主事業の実施等により収入の確保に取り組む地域運営組織の割合 【2024年度までに60%】</p>	<p>○地域運営組織の形成数 【2024年度までに7,000団体】</p>				

地方行財政改革等 2. 個性と活力ある地域経済の再生

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）			
		22	23	24	
<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体において設定したK P Iの達成 （事前に設定したK P Iを達成した事業数／交付金対象事業数） 【目標：77%】</p> <p>○地方創生推進交付金事業全体の効果 （経済波及効果等） 【目標：1.6倍】</p>	<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体におけるK P Iの設定 （K P Iを設定した事業数／交付金対象事業数） 【目標：全事業】</p> <p>○地方公共団体のK P I達成に貢献する可能性が高い取組である「適切なK P I設定」、「安定した人材の確保」、「地域主体の参加促進」、「事業改善方針の明確化」の実施率 【目標：50%】</p>	<p>16. 地方創生推進交付金の効果向上</p> <p>a.効果的な事業の採択 2022年度における地方創生推進交付金について、①K P Iの実績見込みや効果検証結果、②自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等を備えた先導的な取組内容か、を審査のうえ、効果が見込まれる事業を採択。</p> <p>b.地方公共団体における検証体制の整備等 ・ガイドライン等を活用し、地方公共団体による取組の効果的な検証体制や環境整備を促進 ・地方創生推進交付金の効果検証（RESASやe-s t a t等のデータの活用状況、効果の把握に資するデータのニーズの調査を含む）を実施</p> <p>c.先駆的な取組の全国展開 地方創生に係る特徴的な取組事例の公表やアウトリーチ活動等を通じ、先駆的な取組の全国展開を推進。</p> <p>d.必要予算の確保 2023年度予算において、所要額を計上。</p> <p>《内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府》</p>			

国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に向けた次世代型行政サービスの推進						
KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）				
新重点計画、規制改革実施計画等に基づき策定		17. 新重点計画、規制改革実施計画等の推進 a. 年内に策定される「新重点計画」、「規制改革実施計画」（令和3年6月閣議決定）等に沿って対応する。 《デジタル庁、内閣府、関係省庁》	<table border="1"> <tr> <td>22</td> <td>23</td> <td>24</td> </tr> </table>	22	23	24
22	23	24				